

議 事 日 程

平成 2 6 年 第 4 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会

平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 6	議案第 5 1 号	公共施設の管理瑕疵事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 7	議案第 5 2 号	公共施設の管理瑕疵事故被害者損害賠償について
日程第 8	議案第 5 3 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 9	議案第 5 4 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 1 0	報告第 6 号	一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成26年第4回浜中町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番川村議員及び8番竹内議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 本日第4回浜中町議会臨時会に全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

◎日程第5 議案第50号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第50号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第50号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、総合文化センターの改修工事をするもので、9月定例議会で予算議決をいただいております。

この工事にあたり、去る10月7日町内外業者5社により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、赤石建設株式会社が8,791万2,000円で落札いたしました。

なお、工期は平成27年3月17日までとしております。ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第51号公共施設の管理瑕疵事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について

◎日程第7 議案第52号公共施設の管理瑕疵事故被害者損害賠償について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第51号及び日程第7 議案第52号を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本博君） 議案第51号及び議案第52号につきましては、関連があります

ので、一括で提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第51号公共施設の管理瑕疵事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、去る8月23日午後4時頃、茶内ふるさと広場駐車場で発生した車両損傷事故で損傷車両は、茶内旭2丁目9番地小椋登さん所有の車両であります。事故の概要は、駐車場の排水構を通過した際、グレーチングが跳ね上がり車両下部にある燃料タンクに突き刺さり損傷したもので、損害額は38万6,451円であります。このため全国町村会総合賠償保障保険会社の査定により、過失割合を町の過失100%として、相手車両損害額の全額を町が負担することで示談を交わすものであります。

議案第52号公共施設の管理瑕疵事故被害者損害賠償につきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について議決をいただくものであります。

町が管理する施設につきましては、日頃より維持補修を行い建物はもとより、その敷地についても支障のないように管理しているところですが、この度の事故は誠に遺憾であります。今後、このような事故が起きないように、維持管理に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第51号の質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） グレーチングの事故は、以前にも散布小中学校入口のグレーチングの跳ね上がったことで損害賠償という事がありました。今後、気をつけるということですが、町があるいは教育委員会が責任を負わなければならない箇所というのは、かなりあると思うんです。なかりあるという中で、こういう事故が起こる度に30万円、40万円とお金がかかるんです。固定されているものではないですから、渡った途端に跳ね上がるというのは何処でも起こり得ることなので、今後、起こらないように配慮するかという点で考えていることがあれば、お願いしたいと思います。

それから損害賠償の38万6,451円という金額ですが、破損したあるいは修理に掛かったお金と先程の町長の説明で理解する訳ですが、破損した場所の修理に、これだけ掛かったと言えそうですか、となる訳ですが、一般的に新車なのか、何年も乗り古した中古車によって、私は損害賠償の額も変わってくるものかなと思うんです。

要するに、新車であれば50万円くらいの損害賠償があるだろうが、中古車でここを

直すということであれば、例え新しい部品で直したりしても、例えマフラーが壊れたなんていうのであれば、マフラー自身の寿命というものもあるし、新しいものに取り換えたら、それだけの金額にもなるかなと思うのですが、そういう配慮というのが町の側として、とっているかどうかです。私は車の損害賠償については、専門家でも何でもありませんので思うのですが、車の持ち主あるいは相手側の保険関係の方の言いなりで、こういう金額が決まるということも、私はひと工夫する必要があるのではないかなと思うので、その点についても説明をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） ただ今の加藤議員のご質問で、グレーチングが跳ね上がることの対策といたしますか、今後、起こさないようにするのは、どういう施工なりが必要なのかというご質問でございます。

現在グレーチング蓋は、一般的に1メートル程度のグレーチングを噛み合わせてボルト等で止めて、どんどん伸ばしているところでございます。確かに異物が入るものから、車が入った時に若干の跳ね上がりというのですか、それはどうしても、かねと舗装なりコンクリートですからあるのですけれども、それを防止する為には、継ぎ目をしっかりと固定するこういう手法は、これからも取られるのですけれども、それが第一条件で必要になると、今あるものに対してもそうですけれども、それ以外にぱたぱたするのを防止する手法はないと思うんです。とにかくがっちり繋ぎをとって、一体のものとして部分的に跳ね上がらないような措置をとりたい。それでも舗装ですので、舗装が痩せてきた場合に、そこに負荷がかかることもございますので、その周辺も注意深く観察しながら維持していくと、今あるものに対しては維持して行かなければならないと考えています。

グレーチングはやはり水が集まってくるところに付けるものですから、やはり必要不可欠なものです。どうしても必要なものですので繋ぎをしっかりと取って跳ね上がらないようにすると、そういう形の手法が今一番ベストかなと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 保険の内容についてお答えいたします。

私ども実際、物損があった場合の査定等出来ませんので、保険会社の方に査定をお願いして、今回こういう形で金額を査定してもらっております。

その中で議員おっしゃいました、新車の場合、中古の場合という配慮ということです

けれども、そういうのは考慮されているものと思っております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 最初のグレーチングの件であります。先ほども触れましたけれども、以前、散布小学校の入口のグレーキングの場合、課長が説明したような内容で横のグレーチングを繋ぎ合わせて対応するという事を述べられましたが、私は散布小中学校の入口の直った場所を見に行っただけです。そういう手法でやられたのではなくて、きちんと跳ね上がって来ないような方法でやっていたように思うのですが、散布もそういう感じで直したもののなかかどうかです。それを今後の方向として続けていくのかどうか。その辺のところを説明して欲しいと思います。

それから、中古か何かということですが、具体的に今回の車の破損した箇所は何処だったのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 散布の学校の丁度校門のところのグレーチング、これは全体的に取り替えております。トラフも取り替えて蓋も取り替える、蓋自体は接続される形で当然施工されているといいますか、元々製品的にまず結束させるという形のもので取っております。ですので、新しくして新しいトラフを入れて、そこに合った形ですばと全体的に取替えたということで、その時に舗装もすりつけたと思うのですが、それによって段差を極力少なくするという措置も一緒にとって、そういう形で処置しておりますので、その時点ではきっちり納まっているというふうに考えてございます。

以後、もしトラフとか入れるのであれば、跳ね上がらない措置というのですか、当然、今後は取っていく、現業の方でもそれが事故に繋がることは重々承知しておりますので、跳ね返りに関しては製品等もきちんと吟味して、使っていくという形をとって参りたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 破損箇所でございますけれども、燃料タンクでございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 地元のことなので良くその状況は把握しております。

それで、グレーチングというと皆さん1メートルで幅が30センチ、40センチのものを想像されると思うのですけれども、あそこの公園の場合、構造的と言いますか特殊なものでありまして、細いグレーチングが付きます。それで今回跳ね上がった原因というのは、結局その接続箇所が剥がれてしまって、跳ね上がったという状況だろうと思うのですけれども、あそこの駐車場お昼休み見えていますと、結構運送屋さんのトラックだとか乗用車じゃなく、トラックがお昼休みを取るのに出入りしている関係もありまして、構造的にグレーチングがその重量物が上がることによって、変形して継ぎ目が多分損傷してしまうと思うのです。その部分の対策というのは、どのようにされているのか。それと今現在、補修が完了しているのかどうかも含めてお聞きしたい。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） まず補修は完了してございます。跳ね上がった部分ですけれども、一番端から1メートル程度のグレーチングだったのですけれども、それがやはり議員おっしゃられるように繋がりが取れてなくなっていました。それでタイミングが悪かったのでしょうかけれども燃料タンクに穴が開いてしまったと、今繋がりをもう一度付け直してガッチリしたものにしてございます。今の時点で、跳ね上がることは防止できていると考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今は多分大丈夫だと思います。僕が言っているのは要するに、今後また大きな荷物を積んだ車両が出入りすることによって、そのもの自体がかなり見る感じは華奢なものであって、それが変形することもこれから先あると思うんです。

だから管理と言いますか、そこら辺はどのように今後対応していくのか。例えば、住民から剥がれているよという話が来て初めて対応するのか。それともその心配があるのであれば、定期的に点検をすると言いますか、その様な方法ということは考えられるのか。

○議長（波岡玄智君） 茶内支所長。

○茶内支所長（渡部直人君） 今後の対応ですけれども、現状は事故後改修を行ってダツキのないような形で処理させていただいております。管理上、事故が今後起きないような形で現在、担当の方で定期的な見回りと、今年度から管理委託という形で施設については清掃等合わせてやっております。

定期的な部分で点検をしながら、管理をきちんとしていきたいなと思っております。

根本的な改修となりますと、そこの所は結構舗装の方も大分劣化してきておりまして、水も溜まるような形になっておりますので大改修等なると思いますので、そこまでは現在のところは考えておりませんので、定期的な点検で対応していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第53号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について

◎日程第9 議案第54号公用車事故被害者損害賠償について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第53号及び日程第9議案第54を一括議題と
します。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第53号及び議案第54号につきましては、関連があります
ので一括で提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第53号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談につ
いて、提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、去る9月8日午前8時45分頃、浜中町総合体育館駐車場内
で発生した車両損傷事故で、損傷車両は、丸山散布2丁目61番地、永谷孝二さん所有
の車両であります。事故の概要は、浜中町教育委員会職員が駐車場から出ようと公用車
を後退させた際、後方確認の不注意により、駐車していた相手車両の右前部バンパーに
衝突し損傷したもので、損害額は13万2,472円であります。

このため、全国自治協会の査定により、過失割合を町の過失100%とし、相手車両
損害額等の全額を町が負担することで示談を交わすものであります。

議案第54号公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては、前議案でご説明申
上げました相手車両への損害賠償について議決をいただくものであります。この度の
事故は誠に遺憾であり、今後このような事故が起きないように、安全運転の徹底に万全を
期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第53号の質疑を行います。

8番竹内委員。

○8番（竹内健児君） 公用車の事故の件数はだいたい年間どのくらいありますか。5
年くらいの経緯で解れば教えてください。

それから職員に対する教育ですね。運転に対する教育、これはどのようにされている
か、解れば教えてください。というのはかなりスピードの問題だとか、あるいはかなら
ず前を向いて止めるとかというような教育はされているのかどうか。非常に気になるこ
ろで、1回事故を起こしますと相当なやっぱりダメージがある訳ですから、そういう

面での対策、そういう職員教育がされているのかどうか。その点についてお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。公用車の事故の件数でございます。

平成22年度からの件数を申し上げます。平成22年度8件、平成23年度4件、平成24年度8件、平成25年度4件、今年度につきましては1件でございます。

それと職員教育でございます。定例管理職会議することながら常日頃から交通安全に対しては十分留意せよということでお話ししてございます。これからもそんなことで、交通安全に対しては十分注意するべく取組んで参りますので、職員に対してはそういうことで改めて注意喚起するものであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） スピードの問題もさることながら、やはり駐車をする時の基本的な考え方をきちんとしないと事故が起こると思うんです。これは私たちの経験では常に農家に止める時は、どういう事態が起きるか解らないトラクターが後で来て、そこに止まっているとその後、気付かないでバックするということになる訳で、前に向いていれば大体状況が解るんですが、こういう止め方をしないと駄目ではないかと、前にも1回言ったことがあると思うのですが、スピードの問題と駐車場の状況です。これは徹底していただきたいと思うのです。駐車場の白線の幅も狭いですよね。何処の駐車場を見てもドアを開けた時に傷付けるとか色々あると思います。そういう点では、もっと事故が少ないのかなと思ったら結構あるんだなと驚いているのですが、これはやっぱり公用車ですから、そういう点は十分注意してそういう体制を取るといことと、やっぱり特にバスの運転手は雇用している訳ですから、そういう面では人命の問題にもかかわる内容にあると思うので徹底していただきたいと思います。

特にスピードは結構上がっているのではないかと思います。私どうしても感じるのですが、その点は、是非、速度を守るということは徹底しないと事故があつてからでは遅いと思いますので、その点ただ注意を促すというだけではなくて、もうちょっと突っ込んだ取組み方が必要ではないかなと思いますので、そのことをお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 先ほど件数言いましたけれども、近年は殆どシカの飛び出しによる物損が多くなってございます。それも含めまして、今回の議案に載っています

案件につきましては、本当に初歩的なミスです。後方確認してございません。

それらも含めまして再度取り組んで参りますので、そんなことで考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 1点だけ確認しておきたいのですが、相手方の車両は乗用車でしょうか、それともトラックでしょうか。その辺、教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 乗用車です。バンタイプの具体的に言うと、カローラのフィルダーという車種になります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 9月8日午前8時45分頃と聞いていましたけれども、バンタイプであれば工事か何かに使っていた車両でしょうか。もしそうであれば使えない時間、修理にかかる間どのように対応したのかも教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 先ほど総務課長が申し上げたとおり、カローラフィルダーという車種でございます。乗用タイプの車で一般の方が乗っておられる乗用車でございます。自動車事故の共済請求書の写しは手元にあるんですけれども、レンタカーから代車処理ということで、その中でこの額も含まれております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第54号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第53号の採決をします。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第54号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 報告第6号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 報告第6号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第6号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般社団法人浜中町風力発電所に係る経営の状況について、議会に報告することになっておりますので、第11期平成25年4月1日から平成26年6月30日の間の事業報告、決算公告及び第12期平成26年7月1日から平成27年度6月30日の事業計画について、ここに提案した次第であります。

第11期の事業内容につきましては、発電量311万5,128キロワットで5,835万5,674円の売電となっております。今期は、平成25年7月から8月及び平

成26年6月の3ヵ月間は、特に風況が弱く風力発電施設の利用率は低調に推移しましたが、それ以外の月は風況に恵まれ、前期より約37万1,600キロワット多く発電することができました。第12期の事業計画では、22年～25年度の平均発電量を参考にし、総発電量275万キロワット時で売電額5,150万7,500円を見込んでおられるところであり、詳細については、企画財政課長より決算の状況、事業計画の補足説明をさせ、ここに報告いたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （報告第6号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成26年第4回浜中町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時52分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員